

# 東久留米市基本条例(仮称)研究会報告書

平成14年7月

東久留米市基本条例(仮称)研究会

## はじめに

基本条例(仮称)研究会は、平成13年7月5日、市長より「東久留米のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例の策定に当たり、市民の意見や提案を幅広く集めて、その理念や骨格についての調査研究」の依頼を受け、1年の間、延べ11回にわたり検討を行ってきました。この検討は、私たち5人の委員だけで進めていくのではなく、私たちが考えたものを、市民ワークショップの場で市民の皆さんのご意見などをいただくというキャッチボールを行いながら進めてまいりました。この報告書は、このような活動を通じ、多くの市民の皆さんのご協力のもとに出来上がったものです。

この報告書を取りまとめるに当たり、東久留米の基本条例は、地方分権の進展によりまちづくりの自由度が高まった中で、市民と行政が共に東久留米のまちづくりを考えていく“協働のまちづくり”を進めていくためのものとしてとらえ、市民参加とその前提としての情報共有を基本に据えました。

また、この報告書に示した内容には、文章表現について条例作成段階での検討に委ねた粗削りの箇所も含まれていますが、私たち5人が市民ワークショップを踏まえた上での思いを込めたものと受け止めていただければ幸いです。

平成12年に定められた東久留米市基本構想ではまちの将来像を「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」としています。この将来像を、市民と行政の“協働のまちづくり”という考え方のもとで実現していく手段として、この報告書の趣旨を理解の上、活用され、市民主体のまちづくりの実現に取り組まれることを期待します。

平成14年7月29日

座長	今井 征夫
副座長	人見 剛
委員	国枝 久仁子
委員	市川 孝司
委員	樋口 直樹

東久留米市基本条例(仮称)研究会

# 目 次

1. 基本条例の必要性について
  - 1) 基本条例制定の社会的背景
  - 2) 基本条例制定の動き
  - 3) 東久留米市における取り組み
2. 東久留米における基本条例の位置づけについて
3. 基本条例(仮称)に盛り込むべき事項について
  - 1) 前文
  - 2) 目的
  - 3) この条例の位置づけ
  - 4) 基本原則
  - 5) 市民の権利と責務
  - 6) コミュニティの尊重
  - 7) 議会の役割
  - 8) 市の役割と責務
  - 9) 計画・施策の諸段階における市民参加の原則
  - 10) 行政評価の実施
  - 11) 財政
  - 12) 住民投票制度
  - 13) 自治体間連携
  - 14) この条例の検討及び見直し

## 資料編

1. 東久留米市基本条例(仮称)研究会検討経過
2. 東久留米市基本条例(仮称)研究会設置要綱
3. 調査研究依頼書
4. 東久留米市基本条例(仮称)研究会委員名簿

# 1. 基本条例の必要性について

## 1) 基本条例制定の社会的背景

憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定しています。

この「地方自治の本旨」とは、地方自治の2つの要素である団体自治と住民自治とからなっていると考えられてきました。「団体自治」とは、都道府県や市町村という地域の統治団体が、国から独立して地域のニーズに即して自立的な行財政運営を行っていくことであり、「住民自治」とは、地域の統治団体が地域住民の意思を反映して、地域の事柄を決定・事務処理を行っていくことであるとされています。こうした2つの原理を兼ね備えた地方自治の確立、すなわち、地域的な行政事務については、国が関与することなく、地方自治体において住民自らの意思と責任とで処理すべきことが、憲法上要請されているわけです。

たとえば、地域住民の意思を地方自治体の行政運営に反映させるため、議会議員及び首長の選挙制度、直接請求制度、住民監査請求及び住民訴訟制度などの直接民主主義的な制度が設けられています。

しかし、こうした住民自治・団体自治も、1999年の地方分権改革以前は機関委任事務体制により、大いに減殺されているような状態にありました。

「機関委任事務」とは、首長を国の機関として国の事務を行わせるものです。国の指揮監督に服し、条例は制定はできず、地方自治法第100条による議会の調査も及びませんでした。

1999年の地方分権改革では、従来の中央集権型社会システムでは個性豊かな地域社会の形成や少子高齢社会の住民ニーズへの対応など21世紀の地方の課題に対処することが困難なことから、地方への分権、中央集権的な体制の緩和が志向されました。その結果、機関委任事務は廃止され、自治事務、法定受託事務、並びに国による直接執行という新たな事務区分となりました。

これにより、地方自治体の事務は、自治事務、法定受託事務の2つとなり、ともに条例制定が可能となりました。さらに、法令の解釈・運用について地方自治法に新たに規定が設けられたことで、法令の範囲内という制限はあるものの、条例制定の範囲が拡大されたことに加え、内容的にも地域の特性に応じた条例制定がより可能になりました。

なお残さざるを得ない国と地方、都道府県と市町村間の関与のあり方についてもルールを定め、ルール順守の担保として国地方係争処理委員会や自治紛争処理委員会への不服申し立て制度、高等裁判所への出訴ができる制度が設けられました。

今回の地方分権改革の成果は、このように、地方自治体への関与の縮小と地方自治体の行う仕事の処理の自由度が高まったことといえます。

自由度の高まった地方自治体の活動を今後コントロールしていくのは、当然に住民です。地方行政に住民ニーズを反映させ住民のコントロールをいかに及ぼせるかという課題に対し、地方自治体は、これまでも情報公開、環境アセスメント、地域のまちづくり、住民投票などについて条例化を図ってきています。

一方で市民生活は、国や国民の持てる力を集中した日本経済の発展が強力に押し進められたことにより、物質的豊かさを享受できるまでに成熟化してきました。市民生活には経済的・時間的余裕が生まれ、心の豊かさを志向する市民意識の変化が起きました。生活の質の向上に密接に関連する地域のあり方にも目が配られるようになり、地域の課題に対して積極的にかかわっていこうとする動きもみられます。まちづくりに関しても、高度経済成長期に見られたような行政任せの要求型関与から、行政との対話を深め、さらに進んで参画・協働という双方向型への主体的関与が主流になりつつあります。

また、1995年の阪神淡路大震災をきっかけに市民のボランティア活動をはじめとする社会貢献活動が脚光を浴びるようになり、NPO活動の社会的認知、特定非営利活動促進法(NPO法)の制定、その活動に対する地方自治体独自の支援などの動きも見られるようになりました。

## 2) 基本条例制定の動き

こうした社会的背景を受けたこれからの行政運営は、「自己決定」と「自己責任」により、市民と行政の参画・協働という双方向型の中で進められていくこととなります。

双方向型の行政運営に当たって必要なのは、どのような地域にしたいのか(基本構想)、どのような考えに基づいて地域を運営していくのか(基本条例)のふたつです。これらを市民・行政双方が恒常的に共有することです。

どのような考えに基づいて地域を運営していくのかについては、地方分権の推進により行政運営の自由度が高まった今、自らの考えを基本条例として持ち、その条例に沿った行政運営に徹していくことが求められています。

その現われとして、基本条例あるいは自治基本条例といった名称の、まちづくり全般に通じる条例をつくろうとしたり、地方自治体のあらゆる条例の基軸に据えられるべき基本条例をつくっていこうという取り組みが各地に生まれています。

そこでの基本条例とは、地方自治体の統治システム全体に住民参加や住民投票などを制度的に組み入れるための基本的な枠組みを定める条例として、また、個々の条例の最上位にあって条例・規則等に通底する基本的理念をうたいこむものとして、イメージされているようです。

### 3) 東久留米市における取り組み

東久留米市はこれまで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る行政手続条例、市民の知る権利を保障し情報公開を総合的に推進する情報公開条例など、行政運営を市民の監視の下に置く条例を制定してきました。

2001年度を初年度とする第3次長期総合計画の基本構想を策定するに当たっては、10名の委員全員を公募市民によって構成した「明日の東久留米を考える会」を設置するなど、計画策定段階からの市民参加を実践しています。また、同長期総合計画の基本計画に設けたまちづくり指標では、委員会等の公募委員の割合を30%にまで高める目標を設定するなどして、市民参加の推進に努めています。

市民団体の活動もボランティア活動も活発に展開されています。明日の東久留米を考える会の報告書『東久留米のまちづくりのグランドデザイン』は、さまざまな思いから形づくられるコミュニティの活動を住みよいまちづくりにつなげていくことの必要性を提言しています。

## 2. 東久留米市における基本条例の位置づけについて

こうした取り組みを踏まえると、今後の行政運営においては、まちづくりにつながるコミュニティとの協働が、さらに重要性を持つと考えられます。東久留米市の基本条例は協働のまちづくりを進めるため、行政運営の透明化と市民参加の推進を、市民全体の約束事として条例で明文化するものです。

その構成は、まず基本条例に込める思いを共有するため、前文を設けます。その後、この条例の目的と位置づけ、協働のまちづくりの推進とその基本となる情報共有・市民参加を軸に据えるまちづくりの基本原則を置きます。

これらの基本的考え方を実現・保障するために、市民の権利と責務、コミュニティの尊重、議会の役割、市の役割と責務、計画・施策の諸段階における市民参加の原則、行政評価の実施、財政、住民投票制度、自治体間連携、この条例の検討及び見直しを据えます。

なお、この条例でいう「まちづくり」とは、都市基盤整備などハード部門の整備や都市計画などだけでなく、福祉や教育などソフト部門を含めたまちづくり全般を表現する概念です。さらに、「コミュニティ」とは、地縁型コミュニティに加え、共通の関心から形成されるテーマコミュニティを含めたコミュニティを指しています。

## 3. 基本条例(仮称)に盛り込むべき事項について

## 1)前文

- ① 私たち東久留米市民は、永い歴史の積み重ねのなかで形づくられ、今に受け継がれた貴重な財産である水と緑を守り、後世に豊かに伝えていくこと。
- ② 私たち東久留米市民は、日本国憲法の精神を踏まえて、私たち一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、人を大切にするという考えを基本に、情報の共有と、市民参加による市民主体のまちづくりを推進すること。
- ③ 私たち東久留米市民は、地方分権の進展により、団体自治の充実が図られる中で、住民自治の推進を図り、自らの地域の運営についての基本的な考えを明らかにするため、この条例を定めること。

市の憲法として位置づける本条例の制定に際して、そこに込める思いを前文として置く必要があると考えます。

- ① 東久留米の歴史、それから生まれ受け継がれてきた特性・特色としての「水と緑」があることを確認し、そして、それを今後も守り育てていくことを盛り込みます。
- ② そのまちづくりをどのような考えで進めるのかについて、人を大切にするという考えを基本に、「情報の共有」と「市民参加」による協働のまちづくりを掲げ、「市民主体のまちづくり」を推進することを盛り込みます。
- ③ 地方分権の推進により、まちづくりの自由度が高まったこの時に、自らの地域の運営についての基本的考えを持ち、住民自治を具体化する条例が必要です。

この前文でいう「市民」とは、市・行政と対極におかれる「市民」ではなく、市に何らかの形でかかわりのある、市・行政を含めたまちづくりの主体となるべきすべての「市民」を指します。

## 2)目的

- ① この条例は、市民主体のまちづくりの実現を目指すことを目的とすべきこと。

本条例制定の目的を定める項目です。

特に市民自治、まちづくりの主体は市民ということを、ここで明確にします。その前提に立って、市民主体のまちづくりの実現を目指すことを本条例の目的とします。

地方自治の2つの要素である団体自治と住民自治のうち、団体自治は地方分権の進展により制度的に充実されましたが、住民自治については特段の充実はみられませんでした。従って、本条例により、まちづくりの主体を市民に据えることで東久留米市における住民自治の制度的充実を図ることとします。

### 3) この条例の位置づけ

- ① 他の条例や規則等は、まちづくりに関して、本条例を尊重すべきこと。
- ② 市は、本条例や基本構想に基づく、分野別基本条例の制定を推進すべきこと。

本条例が市の憲法として位置づけられること(最高条例性)、まちづくりに関する基本的事項を総合的に定めた条例であること(総合条例)を明記する項目です。

- ① 前文にもあるように、この条例は、地域の運営についての基本的事項を条例という形で定めるものです。当然に、まちづくりに必要な他の条例や規則は、この条例を尊重することになります。しかし、法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はありません。このため、他の条例や規則等は本条例を尊重し、その趣旨に沿うことを明記しておくことが必要です。
- ② 本条例は、まちづくりに関する基本的事項を総合的に定めるもので、個別施策の基本的な方針まで考え方を及ぼせる条例ではありません。まちづくりに関する基本的事項を総合的に定める条例の整備を契機として、個別分野、例えば、男女共同参画施策、環境保全施策などの分野で、拘束性のある条例によって基本的な考え方を表現すべきという要請は当然に想定されることです。このため、この条例の基本的考え方と基本構想を踏まえることを前提として、個別基本条例制定の推進を盛り込んでいます。

### 4) 基本原則

- ① まちづくりは、基本原則として「協働のまちづくり」をおき、この基本原則を推進するための基本となる考え方として“情報共有”と“市民参加”を据えるべきこと。

まちづくりを進めていく上での基本的な原則と考え方を表現した項目です。

市民にとって住みやすい地域社会を形成すること、すなわちまちづくりは、行政の専管事項ではありません。市民こそ、まちづくりの主体に位置づけられるべきです。行政も、まちづくりの主体は市民との認識のもとで、市民との協働によるまちづくりの推進を常に基本に据えるべきです。このため、まちづくりの基本原則を、市民と市のパートナーシップに基づく「協働のまちづくり」とします。

市民と市が協働するということは、従来主として行政が担ってきたまちづくりに、市民が自発的に主体の一方として参加することです。その前提として、何よりも情報の共有が必要不可欠です。このため、「協働のまちづくり」を推進するための基本に据えられるべき考え方を「情報共有」と「市民参加」とします。

## 5) 市民の権利と責務

- ① 市民は、まちづくりの主体という認識のもと、まちづくり活動にさまざまな態様で協働し参加する権利を有すると共に、自らの発言と行動に責任を持つべきこと。
- ② 市民は、まちづくりに関し、全ての市民が公平に参加する権利、まちづくりにおいて意見・提言を表明する権利、施策形成過程に参加する権利を持つこと。
- ③ 市民は、市の保有する情報を知る権利を有すること、市の保有する個人情報の開示及び訂正する権利を持つこと。

市民こそ、まちづくりの主体であることを権利という形で担保すること、また、権利を有することによって生じる責務を明記しておくことも重要であることから、「市民の権利と責務」として規定します。

- ① 主催や参加などのさまざまな態様でまちづくり活動に参加すること、市民同士あるいは行政と協働すること、これらを市民の基本的な権利として明記します。また、まちづくりの主体としてさまざまな権利を有する以上、その権利の行使に際しては、当然のこととして自らの発言と行動に責任を持つ必要があります。
- ② まちづくりへの参加にあたっては、仮に考え方が相違したとしても、時間的制約や身体的制約があったとしても、それらを互いに理解し、配慮しあうことが必要です。また年齢、性別、国籍などにとらわれず、全ての市民が公平にまちづくりに参加する権利を有することを保障しなければなりません。行政に対しては、まちづくりに関する意見・提言を表明できること、行政の施策の検討段階から、審議会等に委員として参加できること、またパブリックコメントなどにより広く参加できる仕組みを整備することも必要です。
- ③ まちづくりへの参加の前提として情報共有がきわめて重要です。特に行政の持つさまざまな情報が市民に提供され、情報が共有されなければ、真の市民参加や協働は実現されません。また、個人の権利・権益の保護を図るため、市の保有する個人情報を開示・訂正する権利についても、盛り込んでおくことが必要です。

## 6) コミュニティの尊重

- ① 市民及び市は、地域社会の課題解決に重要な役割を担えるNPOなどを含むコミュニティ活動の役割と意義を認識し、地域課題解決に向けた実践と合意形成にコミュニティ活動の参加と活用を図るべきこと。
- ② 市は、コミュニティ活動、及びその活性化のための仕組みづくりに対して支援すべきこと。

まちづくりの担い手となり得るコミュニティについて、これを尊重し、相互にその活用を図ると共に、公益の実現のためには役割に見合った社会的支援も必要です。

基本構想においても、多様な市民の輪(コミュニティ)づくりが盛り込まれ、市民活動の輪が広がるよう、支援の必要性をうたっています。明日の東久留米を考える会の報告書『東久留米のまちづくりのグランドデザイン』は、東久留米には、東久留米をより住みよいまちにしていきたいという思いから形づくられるコミュニティがたくさんあり、そのような活動を段階的にまちづくりにつなげていくことを提言しています。

① 市内には地縁型コミュニティに加え、共通の関心から形成されるテーマコミュニティなどがそれぞれの分野で活発に活動しています。これらのコミュニティが主体性を発揮してまちづくりの担い手となるよう、互いにその役割の重要性を認識すると同時に、自主性を尊重しあい、地域課題への対応や合意形成にコミュニティの参加と活用を図ることをうたいます。

② 公益性のあるまちづくり活動とその活性化のために必要な支援を行うこととします。

上記『東久留米のまちづくりのグランドデザイン』は、まちづくり活動の活性化とコミュニティの連携を目的とした「まちづくりサポートセンター」の設置を提言しています。

## 7) 議会の役割

- ① 議会は、地方自治法などに基づく権能の行使のほか、この条例に基づいた条例制定などの活動を行うべきこと。
- ② 議会は、市民の信託に基づく代表機関として、市民の意思が行政運営に適正に反映されるよう活動すべきこと。
- ③ 議会は、その活動を行うに当たり、市民により開かれたものとなるような手段の工夫に努めるべきこと。
- ④ 議会は、この条例を遵守すると共に、この条例の目的の達成状況について調査、監視すべきこと。

協働のまちづくりにおける、議会の役割を規定しました。

① 議会の役割として、地方自治法などに基づく様々な権能を、地域並びに市民、行政に対して行使することを確認します。さらに、議会の持つ権能の行使として、この条例に基づいた分野別基本条例の制定や、条例の整理などの活動を行っていくことも必要です。

② 議会は、市民の代表としての見識の下、市民の声を広く公平に受け止め行政運営に反映されるように努めると共に、行政の活動内容を市民に積極的に伝えて、市

民と行政とのパイプ役としての役割が期待されています。

- ③ 議会は、市民の代表機関としてその活動が市民に対してより公開されるように努めるよう規定します。加えて、公聴会などの市民参加のルートの充実を図るよう努めることも重要です。
- ④ 議会は、行政活動の結果、この条例の目的である「市民主体のまちづくりの実現」に向けてどのような行政活動がなされているのかの調査、監視することを規定します。

## 8)市の役割と責務

- ① 市は、本条例の目的の実現を図るよう努めると共に、公正かつ誠実に職務を遂行すべきこと。
- ② 市の組織は、市民にわかりやすく機能的であるべきこと。
- ③ 市は、本条例の目的の実現のため、職員の能力向上を図るべきこと。
- ④ 市は、市民との情報の共有に努め、わかりやすく市政情報を提供すべきこと。
- ⑤ 市は、個人情報の漏洩の防止など、自らの保有する個人情報の適正な管理をすべきこと。
- ⑥ 市は、政策・施策決定に至る諸段階の情報公開に努めると共に、その内容・効果などについての説明責任を果たすべきこと。
- ⑦ 市は、まちづくりにおける市民の権利を保障し、かつ推進すべきこと。さらに、まちづくりにおける市民の権利に関する意識啓発などの支援をすべきこと。
- ⑧ 市は、より市民が提案しやすい、参加しやすい仕組みづくりを行うと共に、市民提案に対する検討の仕組みづくりをすべきこと。
- ⑨ 市は、市民がまちづくり活動に参加または参加しないことによる差別的取り扱いを行わないこと。

まちづくりの主体は市民との認識のもと、情報共有と市民参加を保障するため、行政として行わなければならないこと、また果たさなければならない役割などを盛り込みます。

- ① 市の責務として、本条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行することを明記しておきます。
- ② 協働のまちづくりを進め、地域の課題を解決していくためには、社会経済情勢の変化に応じた柔軟で機能的な組織体制の構築が重要です。
- ③ 新たな協働の時代を迎えたいま、従来の行政事務能力に加えて市民との対話などを踏まえた調整能力や施策形成能力など、あらためて職員の能力を総合的に高めしていく必要性を強調します。

- ④ 情報共有に関する責務として、市は保有する情報を積極的に提供して情報共有の推進を図ることが必要です。情報の提供にあたっては、情報を受け取る市民の立場に配慮した、わかりやすい情報提供に努めなければなりません。
- ⑤ 行政の保有する個人情報漏洩することのないよう、防止措置を確立するなどして適正に管理する必要があります。
- ⑥ 市民の信頼を得て市民参加を促進させるためには、行政運営の透明化が不可欠です。意思決定段階での透明化は、市民要望などがどのような手続きを踏んで政策・施策となっていくのか、例えばニーズ把握のために実施するアンケートの結果公表、ニーズを踏まえて施策の方向を提言する審議会等の審議内容などが、それぞれの段階で市民に明らかにされなくてはなりません。施策化された段階、さらに施策実施後の評価段階でも、その内容・効果などについて市民にわかりやすく説明する責任が行政にあることを明記します。
- ⑦ 市民参加に関する責務として、まちづくりにおける市民の権利を保障し、かつ推進すること、まちづくりにおける市民の権利に関する意識啓発などへの支援などに努めることの重要性を強調しています。
- ⑧ より市民が提案、参加しやすい仕組みの整備や、市民提案に対する検討の仕組みづくりに努める必要があります。
- ⑨ 市民参加は、市民の自発的意思に基づいて行われるべきであって、まちづくり活動に参加または参加しないことによって差別的な取り扱いが行われるようなことはあってはならないことを確認しておきます。

#### 9) 計画・施策の諸段階における市民参加の原則

- ① 市は、計画の策定、施策の実施、評価等の各段階において、市民の多様な参加を工夫・推進すべきこと。
- ② 市は、まちづくりに関する重要な条例や規則などの制定、改廃時の市民参加や意見表明の機会の十分な確保を図るべきこと。
- ③ 市は、審議会等へ公募委員を加えること、さらに、その拡大を図るべきこと。
- ④ 市は、市民参加のプロセスを広く公開すべきこと。

まちづくりを市民と行政が共に協力して進めていくには、長期総合計画をはじめ、行政運営の基本となる各種計画の策定から施策の実施、評価等の各段階において市民参加が必要であることから、その原則を規定します。

- ① 計画策定段階から市民参加を求めること、施策の実施、評価の各段階においてパブリックコメントの実施などの市民参加の手続きや仕組みを作ることなど、参加しやすいよう工夫すると共に、様々な形での市民参加を促進することを確認します。

- ② まちづくりに関する重要な条例や規則などの制定、改廃に当たっては、市民参加による案文作りや、案文に対して市民が意見表明が十分出来るよう機会の確保に努める必要があります。
- ③ 施策の方向などを提言する審議会等へ公募委員を加えることや、その割合を高める一方で、審議会等の内容によっては多くの市民参加を得て進めることも必要です。
- ④ 市民参加が促進されるためには、参加の過程や内容などについて公平性が保たれている必要があります。このため、市民参加のプロセスを公開する必要があります。

## 10)行政評価の実施

- ① 市は、行政運営の妥当性を検証し、行政運営について評価を行い、その結果を市民に明らかにすべきこと。
- ② 市は、行政評価の実施に当たっては、行政実態を最適な方法で評価できるよう検討すべきこと。
- ③ 市は、行政運営に当たって、市民要望に的確に対応し、公正かつ効率的な運営に徹することはもとより、評価の結果を踏まえた運営をすべきこと。

行政運営を市民の監視の下に置くため、行政がその活動の成果を、わかりやすい形で市民に明らかにする行政評価について規定します。

- ① 行政運営の妥当性を検証するためにも、行政評価を行い、その結果を公表する必要があります。
- ② 行政評価を実施するに当たっては、行政実態を適切に表せるよう、評価方法を常に検討することが必要です。行政活動の成果を数値化することなどにより、市民にわかりやすい形で示すことも必要です。
- ③ 市民の要望に的確に対応する行政、公正かつ効率的な行政となるよう、評価の結果を行政運営に生かす必要があります。

## 11)財政

- ① 市長は、予算編成や予算の執行に当たって、長期総合計画を踏まえるべきこと。
- ② 市長は、予算の編成過程や予算の内容をわかりやすい形で情報提供するとともに、その執行状況等についても情報提供すべきこと。
- ③ 市長は、財政の状況、さらに財政の将来見通しについて、わかりやすく情報提供すべきこと。

④ 市長は、財産の保有状況を明らかにすると共に、適正な管理と効率的な運用をすべきこと。

財政は一年間の行政活動の方向や量を示すものであることから、これをわかりやすく市民に示す必要があります。財務に関連する決算、財産などについても、同様にわかりやすく示す必要があります。

① 予算編成及び予算執行は、市民の参加によってつくられる長期総合計画に基づいて行われる必要があることを確認します。

② 予算の内容についてわかりやすい形で市民への情報提供がなされるべきこと、予算の執行状況についても同様に情報提供が必要です。

③ 財政の状況、さらに財政の将来見通しなどは、まちづくりを考えていくための重要な情報であり、わかりやすい形で市民に情報提供することが必要です。

④ 市の保有する財産についても、その保有状況を明らかにする情報を提供すると共に、適正な管理と効率的な運用が必要です。

## 12) 住民投票制度

① 市は、直接市民の意向を確認するため住民投票制度を別途条例で設けるべきこと。

② 住民投票の方式、結果の取り扱い、その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別途条例で定めるべきこと。

住民投票制度についてはさまざまな議論があります。利害関係が複雑に絡み合う案件はなじまない、あるいは地域社会の対立を一層深めることになる等の問題が指摘され、議会・首長の権能・責任との関係などについても議論を深める必要があります。仮に実施する場合にあっては、賛成・反対で答えることが可能なもの、市民が判断を下すのに十分な情報提供があること等、必要条件を十全に満たすことが検討されなくてはなりません。

① ここで取り上げる住民投票制度は、議会、首長が権能を果たしながらもなお合意形成されない場合に、直接市民の意向を確認する手段として、住民投票を一般的に保障するかたちで設けるべきことを提案します。実際に住民投票を行うには、個々のケースに即して住民投票条例を制定する形をとるべきと考えます。これにより、代表民主制を司る議会の議決の下で、直接に市民の意向を確認するということになります。

② 住民投票の実施に必要な投票資格や方式などについては、それぞれの事案に

応じ別に条例で定めると共に、投票結果の取り扱いについても、条例に盛り込んでおく必要があります。

### 13) 自治体間連携

- ① 市は、国や東京都に対して、広域的なまちづくり事業の推進を求めると共に、水平対等の立場から、地域のための提言をすべきこと。
- ② 市民及び市は、近隣自治体などとの交流を深めるべきこと。
- ③ 市は、近隣自治体などと相互に協力しながら、効率的・効果的な施設運営や事務事業の推進を図るべきこと。

市民生活は市域の枠を越えて展開しています。行政需要の複雑多様化はますます進行していきます。これらに適切に対応するためには、他の自治体との連携が欠かせないものと考えます。また、広域的なまちづくり事業に責務を有する国や東京都に対しては、地方分権により水平対等の立場となったことを踏まえ、地域からの発言を積極的にしていく必要があります。これらについて、自治体間連携として規定します。

- ① 広域的まちづくりを担う国や東京都へ、地方自治の拡充がより一層推進されるよう、制度の充実や広域的まちづくり事業の推進を求めると共に、市民に一番身近な基礎的自治体として、地域のための提言を国や東京都に対して積極的に行っていくことが必要です。
- ② 市民及び市は、榛名町や近隣自治体などとの交流をさらに深めることとします。
- ③ 市民福祉の向上を図るため、他の自治体と相互に連携・協力しながら、効率的・効果的に施設運営や事務事業を進めていくことが必要です。

### 14) この条例の検討及び見直し

- ① まちづくりの基本原則や社会情勢の変化などに照らして、変更が出来るように規定を設けるべきこと。

この条例は、まちづくりにおける基本的な考え方を条例化するもので、条例制定時点において、その永続性を担保する十分な検討と議論を期待します。しかし、21世紀の社会経済情勢は変化のテンポをさらに早めることも想像に難くありません。場合によっては本条例の見直しが必要とされる場面も否定できないことから、それに的確に対応させるべく、見直しの規定を設けることとします。

## 資料編

### 1. 東久留米市基本条例(仮称)研究会検討経過

回数	開催日	検討内容等
第1回	平成13年7月5日(木)	委員委嘱書交付、座長・副座長の選出、調査研究依頼書交付、研究会の運営について、調査研究の進め方・スケジュールなど
第2回	平成13年8月10日(金)	基本条例に盛り込むべき項目等について
第3回	平成13年9月19日(水)	基本条例に盛り込むべき項目等について、ワークショップについて
第4回	平成13年10月28日(日)	基本条例ワークショップ
第5回	平成13年12月3日(月)	基本条例ワークショップを踏まえて
第6回	平成14年1月21日(月)	報告書(素案)について、基本条例第2回ワークショップについて
第7回	平成14年2月24日(日)	基本条例第2回ワークショップ
第8回	平成14年3月20日(水)	基本条例第2回ワークショップを踏まえて
第9回	平成14年5月13日(月)	基本条例第2回ワークショップを踏まえて
第10回	平成14年6月27日(木)	報告書案について
第11回	平成14年7月29日(月)	報告書の確認、市長へ提出

## 2. 東久留米市基本条例(仮称)研究会設置要綱

東久留米市訓令乙第 68 号

東久留米市基本条例(仮称)研究会設置要綱を次のように定める。

平成 13 年 4 月 19 日

東久留米市長 稲葉 三千男

### 東久留米市基本条例(仮称)研究会設置要綱

#### (設置)

第 1 東久留米市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例の策定に当たり必要な事項を調査研究するため、東久留米市基本条例(仮称)研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 研究会は、東久留米市のまちづくりに関する基本的な事項について調査研究し、その結果を東久留米市長(以下「市長」という。)に報告する。

#### (構成等)

第 3 研究会は、一般公募による市民のほか、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する 5 名の委員で構成する。

2 委員の任期は、第 2 の規定による報告を完了するまでとする。

#### (座長及び副座長)

第 4 研究会に座長及び副座長を置く。座長は、委員の互選により選出し、副座長は、委員の中から座長が指名する者をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

#### (招集等)

第 5 研究会は、座長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 座長は、必要があると認めるときは、研究会に関係者の出席を求めることができ

る。

**(会議の公開)**

第6 研究会の会議は、公開で行うものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

2 研究会の会議録は、公開するものとする。ただし、決定により一部非公開の取扱いとすることができる。

**(庶務)**

第7 研究会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

**(補則)**

第8 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

**付 則**

1 この訓令は、平成13年4月19日から施行する。

2 この訓令は、平成14年3月31日限り、その効力を失う。

**東久留米市訓令乙第19号**

東久留米市基本条例(仮称)研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

平成14年3月28日

東久留米市長 野崎 重弥

付則第2項中「平成14年3月31日」を「平成14年7月31日」に改める。

**付 則**

この訓令は、平成14年3月28日から施行する。

### 3. 調査研究依頼書

13東久企企発第19号

平成13年7月5日

東久留米市基本条例(仮称)研究会

座長 今井征夫 殿

東久留米市長 稲葉 三千男

東久留米市基本条例(仮称)の調査研究について(依頼)

東久留米市基本条例(仮称)研究会設置要綱(東久留米市訓令乙第68号)第2の規定により、貴研究会に下記の事項について調査研究を依頼します。

記

1. 依頼事項

東久留米市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例の策定に当たり、市民の意見や提案を幅広く集めて、その理念や骨格についての調査研究を依頼します。

2. 報告期限

平成14年3月31日とします。

#### 4. 東久留米市基本条例(仮称)研究会委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験者等	今井 征夫	座長
〃	人見 剛	副座長
〃	国枝 久仁子	
一般公募	市川 孝司	
〃	樋口 直樹	